令和4年10月1日改定

1割負担の方(第1~第3段階以外)

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料 金	6,963円	7,689円	8,469円	9,206円	9,921円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,266円	6,920円	7,622円	8,285円	8,928円
③サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	697円	769円	847円	921円	993円
④居住費(日額)	2,678円	2,678円	2,678円	2,678円	2,678円
⑤食費(食材料費及び調理費 用相当分)日額	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
⑥自己負担基準日額 (③+④+⑥)	4,820円	4,892円	4,970円	5,044円	5,116円
⑦居住費(月額)概算 ④×30日	80,340円	80,340円	80,340円	80,340円	80,340円
⑧食費(食材料費及び調理費用相当分)⑤×30日	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
⑨自己負担基準月額 (③×30+⑦+⑧)	144,600円	146,760円	149,100円	151,320円	153,480円

2割負担の方

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料 金	6,963円	7,689円	8,469円	9,206円	9,921円
②うち、介護保険から 給付される金額	5,570円	6,151円	6,775円	5円 7,364円	7,936円
③サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	1,393円	1,538円	1,694円	1,842円	1,985円
④居住費(日額)	2,678円	2,678円	2,678円	2,678円	2,678円
⑤食費(食材料費及び調理費 用相当分)日額	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
⑥自己負担基準日額 (③+④+⑥)	5,516円	5,661円	5,817円	5,965円	6,108円
⑦居住費(月額)概算 ④×30日	80,340円	80,340円	80,340円	80,340円	80,340円
⑧食費(食材料費及び調理費用相当分)⑤×30日	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
⑨自己負担基準月額 (③×30+⑦+⑧)	165,480円	169,830円	174,510円	178,950円	183,240円

3割負担の方

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料 金	6,963円	7,689円	8,469円	9,206円	9,921円
②うち、介護保険から 給付される金額	4,874円	5,382円	5,928円	6,444円	6,944円
③サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	2,089円	2,307円	2,541円	2,762円	2,977円
④居住費(日額)	2,678円	2,678円	2,678円	2,678円	2,678円
⑤食費(食材料費及び調理費 用相当分)日額	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
⑥自己負担基準日額 (③+④+⑥)	6,212円	6,430円	6,664円	6,885円	7,100円
⑦居住費(月額)概算 ④×30日	80,340円	80,340円	80,340円	80,340円	80,340円
⑧食費(食材料費及び調理費用相当分)⑤×30日	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
9自己負担基準月額 (③×30+⑦+⑧)	186,360円	192,900円	199,920円	206,550円	213,000円

~ 介護保険負担限度額認定者(第1~第3段階)のサービス利用料金表 ~

利用者負担第1段階 :例)生活保護受給者等

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料 金	6,963円	7,689円	8,469円	9,206円	9,921円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,266円	6,920円	7,622円	8,285円	8,928円
③サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	697円	769円	847円	921円	993円
④居住費(日額)	820円	820円	820円	820円	820円
⑤食費(食材料費及び調理費 用相当分)日額	300円	300円	300円	300円	300円
⑥自己負担基準日額 (③+④+⑥)	1,817円	1,889円	1,967円	2,041円	2,113円
⑦居住費(月額)概算 ④×30日	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円
⑧食費(食材料費及び調理費用相当分)⑤×30日	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
9自己負担基準月額 (3×30+⑦+8)	54,510円	56,670円	59,010円	61,230円	63,390円

利用者負担第2段階 :例)年金80万円以下の方等

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,963円	7,689円	8,469円	9,206円	9,921円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,266円	6,920円	7,622円	8,285円	8,928円
③サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	697円	769円	847円	921円	993円
④居住費(日額)	820円	820円	820円	820円	820円
⑤食費(食材料費及び調理費 用相当分)日額	390円	390円	390円	390円	390円
⑥自己負担基準日額 (③+④+⑥)	1,907円	1,979円	2,057円	2,131円	2,203円
⑦居住費(月額)概算 ④×30日	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円	24,600円
⑧食費(食材料費及び調理費用相当分)⑤×30日	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円	11,700円
9自己負担基準月額 (3×30+⑦+8)	57,210円	59,370円	61,710円	63,930円	66,090円

~ 介護保険負担限度額認定者(第1~第3段階)のサービス利用料金表 ~

利用者負担第3段階①:例)所得+年金合計が80万円超120万円以下の方

1 37 10 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料金	6,963円	7,689円	8,469円	9,206円	9,921円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,266円	6,920円	7,622円	8,285円	8,928円
③サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	697円	769円	847円	921円	993円
④居住費(日額)	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円
⑤食費(食材料費及び調理費 用相当分)日額	650円	650円	650円	650円	650円
⑥自己負担基準日額 (③+④+⑥)	2,657円	2,729円	2,807円	2,881円	2,953円
⑦居住費(月額)概算 ④×30日	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円
⑧食費(食材料費及び調理費用相当分)⑤×30日	19,500円	19,500円	19,500円	19,500円	19,500円
<pre>9自己負担基準月額 (③×30+⑦+⑧)</pre>	79,710円	81,870円	84,210円	86,430円	88,590円

利用者負担第3段階②:例)所得+年金合計が120万円超の方

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者のサービス利用料 金	6,963円	7,689円	8,469円	9,206円	9,921円
②うち、介護保険から 給付される金額	6,266円	6,920円	7,622円	8,285円	8,928円
③サービス利用に係る 自己負担額(①-②)	697円	769円	847円	921円	993円
④居住費(日額)	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円
⑤食費(食材料費及び調理費 用相当分)日額	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円	1,360円
⑥自己負担基準日額 (③+④+⑥)	3,367円	3,439円	3,517円	3,591円	3,663円
⑦居住費(月額)概算 ④×30日	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円	39,300円
⑧食費(食材料費及び調理費用相当分)⑤×30日	40,800円	40,800円	40,800円	40,800円	40,800円
⑨自己負担基準月額 (③×30+⑦+⑧)	101,010円	103,170円	105,510円	107,730円	109,890円

【加算について】

上記要介護度別サービス利用料金以外に、条件に応じて下記の加算料金をご負担いただく場合があります。

(1単位: 10.68円)

■ 1 まどか園の入所者のうち、要介護4、5又は、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者の数が入所者 総数に占める割合が、厚生労働省の定める基準を満たし、かつ、介護福祉士の資格を有する介護職 員の数が、厚生労働省の定める基準を満たしている場合

日常生活継続支援加算 II: 1日につき 46単位

■ 2-ア 常勤の看護師を配置している場合

看護体制加算 I 口: 1日につき 4単位

■ 2-イ 入所者25名に対し看護職員1名の割合以上の看護職員を配置し、かつ、看護職員との 24時間連絡体制が整備されている場合

看護職員体制加算Ⅱ口:1日につき 8単位

■ 3 施設の定める夜間の時間帯(18:00~翌朝10:00)に働く職員数の平均が、厚生労働省 の定める基準を満たした場合

夜勤職員配置加算Ⅱ口:1日につき 18単位

□ 4 夜勤時間帯に喀痰吸引等の実施が出来る看護・介護職員を配置している場合

夜勤職員配置加算Ⅳロ:1日につき 21単位

■ 5-ア 理学療法士等が入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合

個別機能訓練加算 I:1日につき 12単位

■ 5-イ 個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報の活用を行った場合

個別機能訓練加算Ⅱ:1月につき 20単位

□ 6 外部の理学療法士等が施設に訪問し入所者毎に個別機能訓練計画を作成し、計画的に 機能訓練を行っている場合

||練を行っている場合 **生活機能向上連携加算:1月につき 200単位** (⑤を算定している場合は100単位)

□ 7 ご契約者が、若年性認知症入所者(介護保険施行令(平成10年政令412合)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって法第7条第3項に規定する要介護状態となった 入所者をいう)に該当する場合

若年性認知症入所者受入加算: 1日につき120単位

□ 8 常勤の医師を1名以上(厚生労働省の基準による)の人員を配置した場合 常勤医師配置加算:1日につき 25単位

■ 9 精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合

精神科医師定期的療養指導: 1日につき 5単位

□ 10-ア 入院および外泊された場合

入院・外泊時費用:1日あたり 246単位

(その日の翌日から6日間(当該入院および外泊が月をまたぐ場合最大12日間))を限度

□ 10-イ 居宅に外泊を認め、施設より居宅サービスを受けた場合

外泊居宅費用:1日あたり 246単位

(⑪-アを算定している場合は算定できない)

(その日の翌日から6日間(当該入院および外泊が月をまたぐ場合最大12日間))を限度

□ 11 新規入所された場合、もしくは30日を超えて入院した後に施設へ戻られた場合 最初の30日間について初期加算:1日につき30単位 □ 12 入所者が入院し、入所時と栄養管理が異なる場合、施設の管理栄養士が入院先の医療機関 の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理の調整を行った場合

再入所時栄養連携加算:1人につき1回限り200単位

■ 13 管理栄養士を定められた員数を配置し、食事の観察を定期的に行ったうえで、食事の調整を行い、 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報を活用した場合

栄養マネジメント強化加算:1日につき 11単位

□ 14 経管により食事を摂取されており、医師の指示の下、経口摂取に向けた管理が行われた場合

経口移行加算:1日につき 28単位 (180日を限度)

□ 15-ア 経口により食事を摂取されているが、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対して 医師又は歯科医師等の指示に基づき、経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指 示に 基づき栄養管理を行った場合

経口維持加算 I:1月につき 400単位 (6ヶ月以内)

□ 15-イ 上記⑫-アを算定している場合であって、協力歯科医療機関の医師・歯科医師・歯科衛生士 又は言語聴覚師が、継続的な経口摂取を支援するための会議に参加した場合

経口維持加算Ⅱ:1月につき 100単位 (6ヶ月以内)

□ 16-ア 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ご利用者に対し、入所者の口腔衛生等の管理 に係る計画が作成され、歯科衛生士が月2回以上管理を行うこと。また介護職員に具体的 な技術的助言や指導を行った場合

口腔衛生管理加算 I:1月につき 90単位

□ 16-イ 16-アに加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、 有効な実施のために必要な情報を活用した場合

口腔衛生管理加算Ⅱ:1月につき 110単位

- □ 17 主治医から発行された食事箋に基づき、ご利用者の病状等に応じて療養食が提供された場合療養食加算:1回につき6単位(1日3回を限度とする。)
- □ 18 配置医師が施設の求めに応じ早朝(6-8)·夜間(18-20)、深夜(22-6)に施設に訪問し入所者 の診察を行った場合、ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していること

配置医師緊急時対応加算:1回につき、

早朝·夜間: 650単位 深夜: 1300単位

□ 19-ア 看取りに関する指針に基づいた介護体制において看取り介護計画を作成し、同意に基づいた介護が行われた場合

看取り介護加算 I : 死亡前31日以上45日以下 72単位

: 死亡前4日以上30日以下 144単位: 死亡前日及び前々日 680単位: 死亡日 1280単位

□ 19-イ 看取りに関する指針に基づいた介護体制において看取り介護計画を作成し、同意に基づいた介護が行われ、かつ、配置医師緊急対応加算の施設基準に該当する場合

看取り介護加算Ⅱ : 死亡前31日以上45日以下 72単位

: 死亡前4日以上30日以下 144単位: 死亡前日及び前々日 780単位: 死亡日 1580単位

■ 20-ア 褥瘡発生と関連のあるリスクについて、3月に1回評価を行い、その評価結果等の情報を 厚生労働省に提出し、情報を有効活用し、褥瘡ケア計画を作成をした上で、褥瘡がある場合

褥瘡マネジメント加算 I:月3単位

■ 20-イ 褥瘡発生と関連のあるリスクについて、3月に1回評価を行い、その評価結果等の情報を 厚生労働省に提出し、得られた情報を有効活用し、褥瘡ケア計画を作成をした上で、褥瘡 がない場合

褥瘡マネジメント加算Ⅱ:月13単位

□ 21-ア 排泄に介護を要する入所者に、多職種が協働して支援計画を作成し、計画に基づき支援し、 厚生労働省にその評価結果等の情報を提供し、得られた情報を活用している場合

排せつ支援加算 I:月10単位

□ 21-イ 21-アの評価により軽減が見込まれる者について、入所時又は利用開始時と比較して、 排尿もしくは排便の状態が改善又は、おむつの使用がなくなった場合

排せつ支援加算Ⅱ:月15単位

- □ 21-ウ 21-ア及びイに掲げる排尿もしくは排便の状態の改善及びおむつの使用がなくなった場合 排せつ支援加算皿:月 20単位
- □ 22 医師が、入所者ごとに、自立支援に係る医学的評価を入所時に行うとともに、6月に1回 医学的評価を見直し、支援計画に参加していること。支援計画は3月に1回見直しを行い、 医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、得られた情報を有効に活用した場合

自立支援促進加算:月300単位

■ 23-ア 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に 係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス計画にあたっては、得られた情報を活用 している場合

科学的介護推進体制加算 I:月 40単位

- 23-イ 23-アに加えて、入所者ごとの疾病状況等の情報を、厚生労働省に提供している場合 科学的介護推進体制加算Ⅱ:月 50単位
- 24 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施 する体制が整備されている場合

安全対策体制加算:入所初日に限り 20単位

- □ 25 在宅復帰支援機能、在宅・入所相互利用、退所時等相談援助などを充実させた場合 当別表以外に厚生労働省の定める基準に従いご負担いただきます。 また、このような場合には事前にご通知いたします。
- □ 26-1 厚生労働省の定める基準において、介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が 100分の80以上、②勤続10年以上の介護福祉士の職員が100分の35以上である場合、 ③サービスの質の向上に資する取組を実施している場合、のいづれかに該当する場合

サービス提供体制強化加算(I)イ:1日につき 22単位

- □ 26-2 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合 サービス提供体制強化加算(I)ロ:1日につき 18単位
- □ 26-3 厚生労働省の定める基準において、介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が 100分の50以上、②常勤職員の占める割合が100分の75以上、③勤続7年以上の職員の占める 割合が100分の30以上のいづれかに該当する場合

サービス提供体制強化加算(Ⅱ):1日につき 6単位

なお、25サービス提供体制加算は、1日常生活継続支援加算・25サービス提供体制強化加算 (I) (Ⅱ)・(Ⅲ)を重複して請求せず、いずれかひとつを算定します。

□ 27-ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上であり、認知症介護 実践リーダー研修修了者を基準以上配置の上、専門的な認知症ケアを実施し、当該事業所の 従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に 開催している場合

認知症専門ケア加算(I):1日につき 3単位

□ 27-イ 27-アの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所 全体の認知症ケアの指導等を実施の上、介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計 画を作成し、実施又は実施を予定している場合

認知症専門ケア加算(Ⅱ):1日につき 4単位

28	介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を
	上回る賃金改善に関する計画を策定し、介護職員処遇改善計画書を作成して都道府県知事に
	届け出る場合

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	:	1 月につき <u>所定単位数</u> の	83/1000	単位
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	:	1 月につき <u>所定単位数</u> の	60/1000	単位
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	:	1月につき所定単位数の	33/1000	単位

- 29 介護職員等の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、介護職員等特定処遇改善計画書を作成して都道府県知事に届け出る場合
- 介護職員等特定処遇改善加算(I):1月につき<u>所定単位数</u>の 27/1000 単位 □ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ):1月につき所定単位数の 23/1000 単位
 - 30 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして 都道府県知事に届け出る場合
- 介護職員等ベースアップ等支援加算: 1月につき所定単位数の 16/1000 単位

介護保険の給付対象とならないサービス

契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり・食事代も含む)をいただきます。

(ユニット型個室)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度別 1日あたりの費用	11,086円	11,812円	12,592円	13,329円	14,044円

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合、上記「**要介護1」**の金額(1日あたり・食事代も含む)をご負担いただきます。

契約者が使用するユニット型居室の提供

当施設の居室は国の基準による個室になっておりますので、予め定められたお部屋の使用料(居住費2,678円)を ご負担いただきます。お部屋の形や向き等が異なっていても一律としています。

介護負担限度額認定証・利用者負担軽減確認証をお持ちの方は、認定証に記された額となります。

また、ご契約者が入院し、かつ〈サービス利用料金(1日あたり)〉⑧の入院外泊加算期間が終了後も入院している場合には、介護負担限度額認定証をお持ちの方は、1日につき居住費2,006円をご負担いただきます。ただし、生活保護受給者の方は、居住費の基準費用額(介護保険法第51条の2)の額の範囲内とします。

貴施設より介護福	祉施設サー	ごス重要事	項説明書· 契	契約書▪利用料	4金について、	説明をうけ、同意	意します。
西暦	年	月	目				
契約者	ğ : 住所						
	氏名				£ſ.]	
自二司巫 :	↓. Æ≅						
身元引受人	氏.名				Eſ]	